



平成27年6月25日

各 位

会 社 名 ジーエルサイエンス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 長見 善博
(コード番号: 7705 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山下 俊一
(T E L 03-5323-6633)

「内部統制システム整備に関する基本方針」一部改定のお知らせ

当社は、平成27年6月25日開催の取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

当社及び子会社（以下、当社グループという。）は、『経営理念』に「経営担当者は私欲に負けず（公私混同しない）、常に組織（企業）の利益を第一義に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会（主として税金）に公平に分配する」と謳うとおり、経営の透明性を維持しつつ企業価値の最大化を図り、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針とする。

（1）当社及び子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
2. 経営理念および「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」に基づき「コンプライアンス規程」を制定し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たす。
3. コンプライアンスを推進する体制として、取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ従業員に対して適切な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図る。
4. 当社グループはコンプライアンス組織体制整備として、当社の定める「内部通報規程」および各社の定める規程に基づき、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、「内部通報窓口」を設置する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務にかかる情報については、法令および社内規程に基づき文書または電磁媒体に記録し保存するとともに、必要に応じて取締役、取締役監査等委員（以下、監査等委員という。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 様々な経営リスクへの適切な対応を行なうために「リスク管理規程」を制定し、基本方針や体制を定めて当社グループのリスク管理体制を整備・構築する。
2. 重要な経営リスクについては、取締役、監査等委員、執行役員で構成される「経営リスク検討会」を設置し、その対応策等について決定する。
3. 当社グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを当社の監査等委員に対して報告を行なう。
4. 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「災害対策規程」に従い、対策本部の設置等、緊急時の体制を整備し、当社グループの取締役及び従業員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用等を行う。
2. 取締役は全社的な目標を定め、その目標達成に向けて迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
3. 取締役会は、執行役員制度を活用し、取締役会の意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
4. 当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。また、取締役（監査等委員であるものを除く）および常勤監査等委員、執行役員で構成される経営会議を原則として月2回開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの企業は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
2. 子会社の経営について、管理担当部門は各子会社の独立性を尊重しつつ「関係会社管理規程」等に基づき適切な管理を行うが、特定の業務については当社取締役会の承認事項とする。
3. 当社取締役会は子会社の取締役に対しては、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
4. 内部監査室は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について、監査等委員、会計監査人と密接に連携しつつ監査する。
5. 当社グループは、当社の定める「内部通報規程」または各社の定める規程に従い、不正の通報等が行われた際は、適切に対処する。

(6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

1. 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築する。
2. 内部監査室は全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行なう。
3. 当社グループは財務報告に係る内部統制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行なうものとする。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

取締役は監査等委員会の求めに応じて、その職務を補助する従業員を置く場合は当該従業員を

配するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査等委員会と相談し、その意見を十分に考慮する。

(8) 監査等委員会及び監査等委員の職務を補佐すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員の職務を補助すべき従業員の任命・異動・人事評価等については、予め監査等委員会の同意を得る。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は監査等委員の指揮命令下で職務を遂行する。

(9) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらのものから報告を受けた者が当社の監査等委員会及び監査等委員に報告をするための体制

1. 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、コンプライアンス・リスク管理・内部統制を含め、会社経営および事業運営上の重要項目ならびに職務執行状況等について報告を行う。
2. 当社グループの取締役及び従業員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果については遅滞なく監査等委員会および監査等委員に報告する。
3. 当社グループの取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社または各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会および監査等委員に報告する。
4. 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員会および監査等委員が事業に関する報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応し、監査等委員会および監査等委員に協力する。

(10) 監査等委員会及び監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会及び監査等委員へ報告をおこなった当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをおこなう事をいっさい禁止する。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。また、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査等委員の出席を確保する。
3. 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
4. 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループの取締役および従業員は、「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」および「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

以 上